白鳥コミュニティ協議会旅費規程

（目的）

第１条　この規程は、白鳥コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）の旅費の支給について、必要な事項を定める。

（旅費の支給）

第２条　旅費の支給は、協議会を代表して、東かがわ市外への会議及び研修等（以下「会議等」という。）に参加する場合に、会長（以下「承認者」という。）が必要と認めたときは、旅費を支給することができる。

（旅費の種類及び支給額）

第３条　旅費の種類は、交通費とする。

（１）交通費は、鉄道運賃、船運賃、航空運費、車賃、通行料金及び駐車料金とする。

（２）車賃は、バス等を利用する場合の旅客運賃等により支給するが、自家用車を使用する場合は、走行距離に応じた額を支給する。

２　交通費の支給額は、別表１「交通費支給額」のとおりとする。

（交通費支給の原則）

第４条　会議等に参加する場合は原則、公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的かつ適正な交通手段による実費を支給する。

２　自家用車を使用する場合は、安全運転を心がけ、適正なルート及び道路を利用しなければならない。

３　グリーン車やスーパーシート等の利用は、認めない。

（自家用車の使用）

第５条　移動及び運送手段として利用する自家用車は、車検証を備え、かつ、自賠責保険及び任意保険（人身傷害保険）に加入し、必要な保険料及び諸税金が遅滞なく支払われているものに限る。

２　交通法規を遵守し、常に安全運転に細心の注意を払わなければならない。

３　自家用車の使用は、事前に承認者の許可を得た場合に限る。

（交通費の請求手続き）

第６条　交通費の支給を受けようとする者は、事前に別表２「交通費申請書兼精算書」を承認者に提出し、かつ、帰着後は速やかに旅費を精算しなければならない。

（その他必要な事項）
第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

（改廃）
第８条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附　則
この規程は、令和６年６月１２日から施行する。

別表１「交通費支給額」

区　分	支給額
交通費（公共交通機関）	実費
自家用車交通費(1 台あたり)	３０円/km
通行料金	実費
駐車料金	実費